

【台湾】納税者権利保護法の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

* 2016年12月9日、台湾において、納税者の権利保護を一層強化し、公平かつ公正な課税を実現すること等を目的とする納税者権利保護法が制定された。

1 背景と経緯

台湾の憲法は、第19条において法律に基づく納税の義務について定めると同時に、第15条において生存権、労働権及び財産権の保障について定めている。納税関係の現行法としては、関税と鉦区税を除く国税及び地方税の納税について定める税務調査徴収法（全70か条）がある。同法は、納税義務者の権利保護、納税義務、課税の手続、行政救済、強制執行、罰則等について定めているが、手続面に規定の重点があり、納税義務者の権利保護に関する規定は5か条のみで具体性にも乏しい。そのため、納税者の権利に関して上述した憲法に定める基本的権利の保障が十分でないとして、納税者権利憲章や納税者権利保護法が制定されている諸外国の例を参考に、新たな基本法の制定が検討されてきた。

2016年6月に立法院に提出され審議が始まった納税者権利保護法案は、同年12月9日に可決、成立し、同年12月28日に公布された。納税者権利保護法（注1）は、全23か条から成り、2017年12月28日から施行される。その主な内容は以下のとおりである。

2 法律の主な内容

(1) 立法目的

憲法に定める生存権、労働権、財産権等の基本権の保障、納税者の権利の確保、課税の公平の実現、正当な法的秩序の徹底を目的とし、納税者の権利保護に関してこの法律に特に定めのあるときは、この法律の規定を優先して適用する（第1条）。

(2) 主管機関

この法律を所管する行政機関は、中央政府の財務省、直轄市政府及び県（市）政府とする（第2条）。

(3) 租税法律主義

納税者は、法律の定めるところにより納税する権利及び義務を有する。ここでいう法律は、地方においては自治条例を含む。主管機関の公布する行政規則及び解釈通達は、法律の原意の解釈及び法律の執行に必要な技術的・細目的事項に限るものとし、法律に定めのない納税義務や税の減免について定めてはならない（第3条）。

租税関連事項を定める法律において、その解釈は、租税法律主義の精神に基づき、当該各法律の立法目的に従い、経済上の意義と課税の公平原則の均衡を勘案して行わなければならない（第7条）。

(4) 基本生活費の非課税

納税者本人とその扶養親族が人として尊厳のある基本的な生活を営むために必要な費

用（基本生活費）に対しては、課税してはならない。財務省が定める基本生活費の金額は、最近1年間の全国の1人当たり可処分所得の中央値の60%を標準とし、2年ごとに金額の見直しを行う（第4条）。

なお、基本生活費は、2015年の1人当たり可処分所得から計算すると15万9894台湾ドル（注2）となる。この金額は現行の個人所得税の課税最低限を下回っているが、扶養家族の多い低所得者の場合は、基本生活費非課税による減税効果が期待できるという。

(5) 税負担の公平

納税者は、その負担能力に応じて税を負担し、合理的な政策目的なしに差別的な扱いを受けることがあってはならない（第5条）。特定の政策のために定める租税優遇措置は、実施年限を明確に定め、かつ合理的な政策目的に限定しなければならず、その決定に当たっては公聴会の開催と当該措置に対する評価の提出が義務付けられる（第6条）。

(6) 情報公開

主管機関は、国民の所得分布と税負担割合、租税支出の状況、その他公平な課税の促進に役立つ情報を自主的に公開しなければならない（第8条）。また、公務上の秘密、企業秘密及び個人のプライバシーに関係するものを除き、租税関連事項について主管機関が作成した解釈通達、行政規則等は、全て公開しなければならない（第9条）。

(7) 納税者の権利保障

主管機関は、納税者に対し適切な支援を行い、課税及び納税の正当な手続が保障されるようにしなければならない（第10条）。また、納税者が税法上の義務に違反した場合、故意又は過失によるものでない限り、処罰されない（第16条）。

(8) 税務行政裁判所

最高行政裁判所と高等行政裁判所は、納税者が提起した税務訴訟を専門に審理する税務専門法廷を設置し、研修を受け専門資格を有する裁判官による審理を行わなければならない（第18条）。また、税務訴訟の期間は最長15年とし、故意の延滞や不可抗力の場合を除き、15年を超えても課税額の確定に至らないときは、当該課税を行うことができない（第21条）。

(9) 納税者権利保護審議会

納税者保護の基本政策に関する諮問機関として、財務省は、財務大臣を委員長とし、政府機関代表（委員数は全体の3分の1以下）、関係団体代表、学識経験者等を委員とする納税者権利保護審議会を置かなければならない（第19条）。

(10) 納税者権利保護官

税務機関は、納税者が必要とする支援を主体的に提供し、あわせて、納税に係る係争における調整、納税者の異議申立ての受理、法的救済を求める納税者に対する相談等を行う納税者権利保護官を置かなければならない（第20条）。

注（インターネット情報は2017年3月16日現在である。）

(1) 「納税者権利保護法」總統府公報 <<http://lis.ly.gov.tw/lgcgi/ttspdf2?7282:2-10>>

(2) 1台湾ドルは約3.6円（平成29年3月分報告省令レート）。